

今月の相談日

相談名	相談日	相談時間	会場
法律相談	5月10日(火)	午後1時30分～4時	文化会館
	5月17日(火)		町民会館
人権相談	5月10日(火)	午後1時30分～4時	文化会館
	5月24日(火)		町民会館
行政相談	5月10日(火)	午後1時30分～4時	文化会館
	5月24日(火)		町民会館
心配ごと相談	5月10日(火)	午後1時30分～4時	文化会館
	5月24日(火)		町民会館
消費生活相談	5月10日(火)	【相談員相談】 午後1時30分～4時 ※正午～午後1時を除く 【電話・弁護士相談】 午前8時30分～午後5時 ※土日・祝日を除く毎日	消費生活 相談室
	5月12日(木)		
	5月17日(火)		
	5月19日(木)		
	5月24日(火)		
	5月26日(木)		
司法書士会 無料相談会	5月28日(土)	午後1時30分～4時 ※要事前予約	
	5月31日(火)		
家庭教育相談	5月6日(金)	午前9時～午後4時	町民会館
	5月10日(火)		
	5月11日(水)		
	5月17日(火)		
	5月18日(水)		
	5月22日(日)		
	5月24日(火)		
	5月31日(火)		

◆問い合わせ

【法律相談】	社会福祉協議会	☎80-3611
【心配ごと相談】	"	
【人権相談】	住民課 住民班	☎84-1214
【行政相談】	総務課秘書広報班	☎84-1211
【消費生活相談】	産業振興課商工観光班	☎84-1233 (相談専用)
【司法書士相談】	産業振興課商工観光班	☎84-1233 (予約専用)
【家庭教育相談】	社会文化課生涯学習班	☎84-1358

消費生活 なび NO.14

相談員の林です。
今回は食の安全の観点から、放射線の話です。

放射線の暫定規制値とは、厚生労働省が原子力安全委員会の定めた防災指針の指標値を食品安全法に基づく暫定的な規制値としたものです。規制値を上回る食品について、食用に供されることのないよう各自治体に通知されています。

規制値は、それを超えればすぐに危険という「安全と危険を区切る境界線」ではありません。安全に十分な余裕が取ってあります。放射線は自然界にも微量にあります。宇宙や大地から出ており、食べ物にも含まれています。また、レントゲン検査等、医療行為にも使われています。食品添加物や化学物質、農薬等にも基準値があり、1日許容摂取量（人が一生毎日摂取しても有害作用を示さない量）を基に決められています。これを上回る食品を食べた場合であっても、ただちに健康に悪影響が生じるものではないとされています。（食品安全委員会Q&Aより）

◆問い合わせ 消費生活相談室（相談専用電話） ☎84-1233
相談専用メール sangyoushinkou@town.yokoshibahikari.chiba.jp
（相談員の対応は、毎週火・木曜日 午前10時～午後4時）

今月の納期

■納期限は、5月31日(火)です 固定資産税〔第1期〕

◎町税の納付には簡単・便利な口座振替をご利用ください。
今年度よりコンビニ納付・インターネットを通じてクレジットカード納付もできます。

町民サービスセンター

～営業時間変更のお知らせ～

サビアの営業時間変更のため、4月29日(金)から町民サービスセンターの営業時間が、下記のとおり変更になりました。

【営業時間】

午前9時30分～午後7時30分
(受付は午後7時15分まで)

◆問い合わせ

町民サービスセンター ☎80-1020

ごみの出し方



■大総・横芝・上堺地区

回収日当日、午前8時30分までに指定場所へ出してください。

【可燃ごみ】 毎週月・木曜日

【有害・不燃・資源ごみ】

第2・4月曜日

※山武郡市環境衛生組合の袋のみ回収

■日吉・南条・東陽・白浜地区

回収日当日、午前8時までに指定場所へ出してください。

【可燃ごみ】 毎週火・金曜日

※5月3日(火・祝)は、収集しません。

【不燃・資源ごみ】

◎日吉・南条・白浜地区 3日・17日

◎東陽地区 4日・18日

※匝瑳市ほか二町環境衛生組合の袋のみ回収

◆問い合わせ

環境防災課環境班 ☎84-1216